

患者さんの権利と責務

佐久市立国保浅間総合病院は、医療は患者さんと医療者の信頼関係の上に成り立つものであると考えています。この実現には、患者さんは全て平等であり、障がいの有無等によって差別されることはありません。また、医療者は、患者さん一人ひとりの尊厳と権利を尊重し、患者さんが自身の医療に主体的に参加できるよう支援することが重要です。

以下に掲げる事項は、患者さんが医療を受けるにあたって、守られるべき権利と患者さん自身に求められる責務の内容です。ご理解のほどよろしくお願い致します。

患者さんの権利

- 性別、年齢、障がいの有無によって差別されることなく、個人として尊重された上で適切な医療を受けることができます。
- 良質で適切な医療を受けることができます。
- ご自身の医療について、その目的・方法・内容・危険性・予後・病状・経過などについて、患者さんに合った方法でわかりやすく説明を受けることができます。
- 未成年者、高齢者、障がいのある方であっても、個々の個性（理解能力）に配慮した医療を受けること、自己の意見を表明することができます。この権利を実現するために、障がいや年齢に適した支援を受けることができます。
- 患者さんは、医療者からの説明を受けた上で、ご自身の意思により医療行為を選択したり、同意または拒否することができます。意識がない、あるいは判断能力を欠く場合、代理人に決定を委ねることができます。
- 治療方法等について、他の医療機関（医師）の意見（セカンドオピニオン）を聞くことができます。
- 患者さんのプライバシーや個人情報、病院の守秘義務によって保護されます。
- ご自身の受けている医療について知るため、診療記録の開示を求めることができます。

患者さんの責務

- 安全で効果的な治療や検査を受けるため、主訴・現病歴・既往歴・入院歴・手術歴・内服状況・アレルギー及び、他の健康問題について正確な情報を医療者に伝えてください。
- 治療効果を最大とするため、医療者からの説明に基づいて同意された治療計画等を遵守してください。
- 他の患者さんのプライバシーや個人情報及び、権利を尊重してください。
また、他の患者さんに迷惑を掛けないために当院で定めた規則や病院職員の指示を守ってください。
- 他の患者さんや見舞客及び、職員等に対していやがらせ、暴言、セクハラ等の反社会的行為などは行わないでください。なお、迷惑行為と認められた場合には法的責任が問われる場合があります。
- 当院で受けた医療に基づき請求された医療費について、外来分は受診当日、入院分は退院日若しくは当院が指定する期日までに支払ってください。

2023年7月改訂

佐久市立国保浅間総合病院 倫理委員会